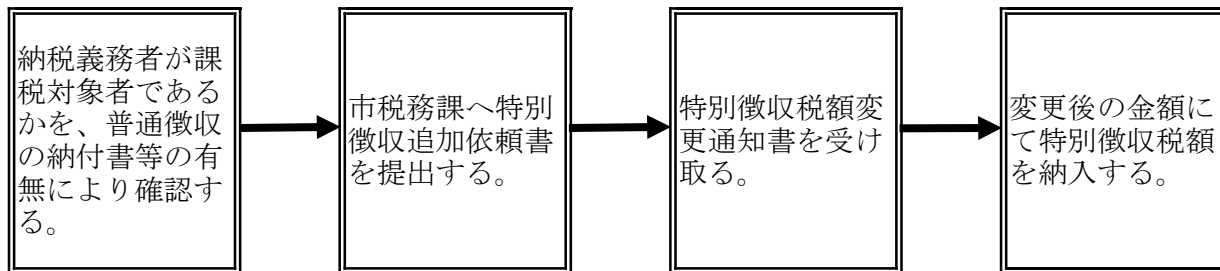


●新たに特別徴収を開始する場合



ご注意ください！！

●特別徴収追加依頼書を提出する時点で納期限を過ぎている普通徴収分については、特別徴収にすることはできません。

- ・1期分以降：6月末日まで
- ・2期分以降：8月末日まで
- ・3期分以降：10月末日まで
- ・4期分以降：1月末日まで

●口座振替のご登録や年金所得に係る税額のある方は、納期限前でも特別徴収への切り替えができません場合があります。